

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 25

処 分 名	産業廃棄物収集運搬業の更新の許可			
処 分 の 概 要	産業廃棄物収集運搬業の更新の許可をする。			
根 拠 法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)			
条 項	第14条第2項			
所 管 課	廃棄物対策課			
経由機関での処理期間		なし		
所管課での処理期間		2ヶ月		
標準処理期間		計 2ヶ月		
判断基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項の内容に適合していること。			
【根拠法令等】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
第14条第2項 前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。				
第14条第5項 都道府県知事は、第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。				
1 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。				
2 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 第七条第五項第四号イからトまでのいずれかに該当する者 ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。) ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則				
第10条 法第14条第5項第1号(・・・)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。				
1 施設に係る基準 イ 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。 ロ 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。				
2 申請者の能力に係る基準 イ 産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 ロ 産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。				

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請

業者

所管課

更新許可

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。